研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 6 月 2 4 日現在

機関番号: 12301

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2017~2023

課題番号: 17K03577

研究課題名(和文)ヨーロッパ人権レジームの変化に関する研究 - 地域紛争の人権侵害を事例として -

研究課題名(英文)Research on changes in the European human rights regime: the case of human rights violations in regional conflicts.

研究代表者

野田 岳人(Noda, Takehito)

群馬大学・大学教育・学生支援機構・教授

研究者番号:20372352

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3.100.000円

他方、国際関係論の理論研究として、国際レジーム論を検討し、比較的長期にわたってあるレジームが変化・拡大し、複合化する過程について考察した。事例として、欧州評議会の創設から1990年代のロシア・東欧諸国の加盟の時期までを対象にレジームが複合化する過程を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 国際人権法の判例研究として、欧州人権裁判所の判決について、これまで詳細かつ重厚な研究が行われてきた。 本研究は、チェチェン紛争を事例にロシアにおける連邦と共和国との関係、共和国の事情など地域研究と国際人 権法研究をつなげた点に学術的な特徴がある。また、欧州評議会や欧州人権裁判所を事例に、国際レジームを検 けるよう意義がある。 討し、問題領域 マン いても意義がある。

研究成果の概要(英文): As a regional study, this study analysed Russian-Chechen relations and examined the political situation, the situation of law enforcement agencies and the functioning of the judicial system in the Chechen Republic. Then, as an example of the judicialisation of international politics, which is the subject of this study, we examined the decisions of the European Court of Human Rights in relation to the Chechen conflict, and clarified the human rights situation in Russia and the response of the European Court of Human Rights regarding war victims. On the other hand, as a theoretical study of international relations, it examined international regime theory and considered the process of change, expansion and compounding of certain regimes over a relatively long period of time. As a case study, the process of regime compounding was examined from the establishment of the Council of Europe to the accession of Russia and Eastern European countries in the 1990s.

研究分野: 国際関係論

キーワード: 国際レジーム ロシア チェチェン 欧州評議会 欧州人権裁判所 地域紛争 国際関係論 地域研究

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

ロシア連邦は1992年5月7日に欧州評議会への加盟を申請したが、96年2月8日にようや く加盟が承認された。そして 98 年 4 月には欧州人権条約及びその議定書を批准し、その結果、 同人権条約は99年5月にロシアに対し効力を有することになった。一方、チェチェンでは99 年 8 月にチェチェン独立派が隣接するダゲスタン共和国に侵入し、ロシア連邦軍との戦闘が開 始された。この第二次紛争はそれから約 10 年間続いた。紛争ではチェチェン領内でのゲリラ戦 に加えて、2002年のモスクワ劇場占拠事件や04年のベスラン学校占拠事件など、チェチェン 共和国外で一般市民や政府などに対する攻撃や自爆テロも数多く発生した。チェチェン独立派 のテロ行為に加え、ロシア政府軍のせん滅作戦により、人的被害が深刻化していった。紛争がテ ロリズム化するにつれて、紛争と関係の無い一般市民に対する人権侵害が拡大していった。旧ユ ーゴスラヴィアの紛争では紛争後に旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所(ICTY)が設置され、 この国際的な制度に従って、深刻な国際人道法違反について責任を有する関係者を訴追・処罰さ れた。一方、チェチェン紛争の場合、大国ロシアの国内紛争であったため、国際社会は容易に紛 争の進行を知ることができず、紛争による人権侵害の状況を把握することは難しかった。しかし 紛争が収束し始める 2000 年代半ばから欧州人権裁判所においてチェチェン紛争に関係する人 権侵害の訴えが多くなった。こうした状況を反映して、主に国際法学者を中心に、チェチェンに おける人権侵害を扱う研究も見られるようになった。

そこで、本研究ではロシアがヨーロッパの人権レジームである欧州評議会及び欧州人権裁判所に加盟したことによって、ヨーロッパの人権保障システムがロシア政府にどのような影響を与えたかを検証する。ロシアをめぐる人権レジームに関する先行研究は、吉川元(『ヨーロッパ安全保障協力会議(CSCE)』三嶺書房、1994)や宮脇昇(『CSCE 人権レジームの研究ー『ヘルシンキ宣言』は冷戦を終わらせた』国際書院、2003)の CSCE 人権レジームの研究があるが、欧州評議会及び欧州人権裁判所を中心とした人権レジームに関する研究はまだ緒に就いたばかりである。比較法の分野では、例えば杉浦一孝(名古屋大学)「中国、ベトナム、ロシアおよび中央アジア諸国の裁判統制制度に関する比較総合研究」(基盤研究(A)、研究課題番号:22243002)における一連の研究成果などがあるが、こちらはロシア国内の裁判制度及び司法過程と欧州人権裁判所の影響を扱ったものであった。

チェチェン紛争研究については、研究代表者の最近の研究がある。「第 2 次チェチェン紛争への道程ーコソヴォ危機によるロシア・チェチェン関係の変化(1997-99 年)」(『ロシア・ユーラシアの経済と社会』961 号、2012 年)では、ロシアの政軍関係とコソヴォ危機を関連づけ、本研究の前提となる、第二次チェチェン紛争に至るロシア政府の外交と内政を扱っている。また、「民族紛争とテロリズムーチェチェン紛争におけるテロリズムの変遷」では、第一次チェチェン紛争(1994 年~96 年)から休戦期(96 年~99 年)を経て第二次紛争の前半(99 年~2004 年)までを対象に、テロリズムの側面からチェチェン紛争を検証しており、人権侵害状況にも言及している。

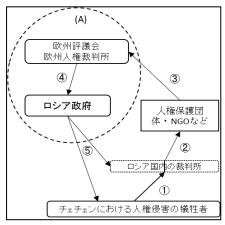
2. 研究の目的

本研究はチェチェン紛争における人権侵害を事例として、冷戦後のロシアをめぐるヨーロッパの国際人権レジームの変化を考察するものである。人権分野では、冷戦時代にソ連に影響を与えた欧州安保協力機構から冷戦後には欧州評議会と欧州人権裁判所へと担い手が交替した。それに伴い、人権保護の射程はより個人的なもの、より人道的なものへと移りつつある。これは国際政治の司法化(judicialization)の現象の一つである。本研究では、第一にヨーロッパ人権レジームの変化と国際政治の司法化の現象を検討する。第二にチェチェン紛争における人権侵害の実態を把握し、その人権侵害の事例が国際政治化する過程を考察する。第三に他の地域紛争に

おける人権侵害の事例と国際人権レジームの関わり方について整理する。

ついて整埋する。 右図は本研究が

右図は本研究が対象にする主要なアクターとそれらの相互関係を示したものである。A の点線で囲んだ部分が新しいヨーロッパ人権レジームの部分である。人権侵害の訴え(①)は各国の裁判所を経て解決されない場合(②)、人権団体や人権 NGO の助けを借りて、欧州人権裁判所に持ち込まれる。そして、人権裁判所の判決が再び当該政府の施策や裁判所のその後の判決などに影響を与えるのである。このヨーロッパ人権レジームの変化にかいて、欧州評議会とロシア政府との関係を時系列的に検討する。旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所(ICTY)などアドホックな国際法廷の出現や国際的な司法裁判所の活動により、新しい現象として国際政治の司法化が進行



している。これまでのように政府間、国際機関と政府による合意が各国の制度や慣例に影響を与えるのではなく、国際的な司法裁判所の決定(判決)が優先されるのである。本研究では、個人もしくは団体に出された欧州人権裁判所の判決がロシア政府にどのような影響を与えているかを調査する。国際法の分野では主に③と④の過程に、比較法では①と⑤の過程に学問的関心が当てられ、検討が進んできている。本研究では、国際法及び比較法分野における学問的蓄積を参照しながら、全体像を捉えていきたい。

本研究の第二の視点は、①の部分であり、チェチェン紛争における人権侵害の実態を把握し、その人権侵害の事例が国際政治化する過程を考察することである。さらに④と⑤の部分、すなわち、ロシア政府がヨーロッパの人権レジームに入った結果、ロシア社会がどう変化したかという点も第一と第二の課題の重なる部分であり、考察の対象としたい。

本研究の第三の視点は、他の地域紛争における人権侵害の事例と国際人権レジームの関わり方について整理し、本研究と関連づけることである。冷戦後の地域紛争では、国家の崩壊(または弱体化)による統治能力が欠如し、それゆえ、国際社会が関与する場合が多く見られた。チェチェン紛争では、ソ連崩壊からロシアへの移行期においてソ連及びロシア政府の統治能力が弱体化し紛争に至った(第一次紛争)ことは他の地域紛争と同様であったが、それでもロシアは大国であり、国際社会が関与することはなかった。そこで本研究では他の紛争(旧ユーゴスラヴィア、東チモール、ウガンダ、スリランカ)における人権侵害状況とその対応について整理する。

3. 研究の方法

計画では、海外における現地調査と国内における専門家からの専門知識の獲得を主たる方法としていた。ロシアについて、2019 年、モスクワの人権擁護団体や人権 NGO を訪問し、2000 年代のチェチェンの人々の人権侵害状況や欧州裁判所への訴訟について調査を行った。しかしながら、その後、Covid-19 のパンデミックとロシアのウクライナ侵攻により、予定をしていた現地調査ができなくなった。フランスについて、ストラスブールの欧州人権裁判所を訪問し、ロシアに関係する訴訟手続き及び判決履行などについて調査を行うことを予定していたが、Covid-19 のパンデミックの拡大により、調査が不可能になった。

また、国内における専門家からの専門知識の獲得については、本研究が重なる学問領域である 国際法学や紛争研究、地域研究など、研究会やインタビューなどの機会をできるだけ多く設け、 専門的な知識を吸収する予定としていたが、Covid-19 の拡大、私の事情(副センター長職と健 康上の悪化)により、計画通り遂行できなかった。本課題を延長することで対応したが、十分な 成果を出すに至らなかった。

4. 研究成果

本研究の成果の公表が遅れている点については、「3.研究の方法」で言及したとおりである。 現在、以下の3点について、研究を進めており、公表の準備をしている。

- (1) 欧州人権裁判所におけるチェチェン関係の判決について、2005 年~21 年に出された判決 297 件を対象に人権侵害の実態や判決の傾向などを分析し、データベースを作成してきた。現在、判決を内容別に分類し、重要と思われるいくつかの事例を「事実」、「判旨」、「解説」という形式でまとめている。
- (2) 第二次チェチェン紛争の実態を明らかにする一方、(1) の事例と関係する、チェチェン共和国内の政治状況や法執行機関・裁判所の対応などを確認している。また、連邦政府がチェチェン共和国の諸事情についてどのように関係しているかについても考察している。
- (3) 当初は欧州人権裁判所を中心とする国際レジームを対象と想定していたが、欧州人権条約と欧州人権裁判所を創出した欧州評議会を国際レジーム研究の対象に変更した。1990 年代にロシアが欧州評議会に加盟して、「人権・民主主義・法の支配」という欧州評議会の規範や諸ルールに影響を受けていく過程について検討している。

| 5 | | 主な発表論文等 |
|---|---|---------|
| J | • | 上る元化冊入寸 |

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

_

6 . 研究組織

| ・ M プロが日が日 | | |
|---------------------------|-----------------------|----|
| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|